



都税事務所だより

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、令和3年8月2日（月）に発送します。

<納期限>令和3年8月31日（火）

<ご利用になれる納付方法>

①口座振替^{※1}

②スマートフォン決済アプリでの納付^{※2※3※4}

<利用可能なアプリ>au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ

③パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付^{※2}

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

【ご注意】 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。

・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。

・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

④金融機関^{※5}・郵便局の （ページ）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM^{※2※6}

⑤コンビニエンスストア^{※3}

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン テイリーヤマザキ

ニューヤマザキティールストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキティール

ーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

⑥金融機関^{※5}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※1 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※2 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※3 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※4 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

※5 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※6 ○ （ページマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用いただけない場合があります。

<留意事項>

所得税及び個人事業税の申告期限が延長された影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。

その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

主税局 コロナ

検索

個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

8月10日（火）までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

都税 Web口座振替

検索

Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）



省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。減免を受けるためには、事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください。

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索

【お問合せ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

【問合せ先】

個人事業税の課税について：台東都税事務所

電話 03-3841-1271

固定資産税・納税について：墨田都税事務所

電話 03-3625-5061